

第42回甲府市地域自立支援協議会 議事録

日時：令和7年6月6日（金） 13時30～

場所：甲府市役所4階 大会議室

〈出席者〉

大塚ゆかり会長 千野由貴子副会長

村山かほる委員 秋山潤委員 吉田栄太郎委員 中村洋人委員 内藤功洋委員

津金永二委員 深澤和仁委員 風間祥吾委員 渡辺実子委員 浅川和彦委員

横田正昭委員 岩崎真由美委員 吉岡かよ委員 田辺春美委員

飯室正明オブザーバー

〈事務局〉

甲府市役所：中込障がい福祉課長 矢崎課長補佐 雨宮課長補佐 岡田係長

根津係長 竹川係長 望月主任

甲府市障害者基幹相談支援センターりんく：深澤課長補佐 望月相談員

甲府市地域生活支援拠点コーディネート事業らいぶ：廣野コーディネーター

司会：中込障がい福祉課長

議長：大塚ゆかり 会長

【次第】

1 会長あいさつ

2 議事

（1）専門部会の活動計画について

①地域移行部会

②児童部会

③医療的ケア児の支援部会

④就労支援部会

⑤相談支援部会

⑥権利擁護部会

（2）甲府市障害者基幹相談支援センターりんくからの報告

（3）甲府市地域生活支援拠点らいぶからの報告

(4) 防災について

(5) 障害者差別解消法 合理的配慮の取り組みについて

(6) その他

【議事】

(1) 専門部会の活動計画について

①地域移行部会

地域移行は昨年、630調査の検証や病院訪問をさせていただくなど、検証・検討を行っています。今年度の取り組みとして、高齢福祉サービスへの理解促進と連携強化、入所施設の「地域移行等意向確認担当者」との顔が見える関係づくりということで、令和8年度までに担当者の配置が入所施設で行われる予定になっております。現時点でこの担当者を配置している事業所もあるので、意向確認担当者との連携、顔が見える関係づくりを行っていくために、地域移行部会と地域生活支援拠点らいぶを一緒にその事業所への訪問の打ち合わせを行っていく予定です。

また、指定一般相談や指定特定相談事業所への地域移行支援の理解促進について、指定一般相談支援事業所は甲府市の中に8カ所ありますが、そのうち実働しているのは2事業所のみであり、事業所自体の認可はもらっているものの、実際にはサービスを行っていないという形になっております。主な原因は取り組み方がまだよくわからないということなので、それに向けてのアプローチを進めていくために、相談支援の連絡会を通して、甲府市の相談支援専門員に対して、理解促進を図っていきます。

議長

今の報告について、ご意見、ご質問はありますか。

委員

精神障害者の地域移行について、病識がないために医療中断になり困ってしまうことが多いと思いますが、その場合、精神科病院や市などはどのように連携して受診援助への取り組みを行うのですか。

委員

障害福祉サービスの中の地域移行支援により地域移行のケースにおいては、支援者が伴走するので、状態については細やかにアセスメントされていると思います。地域移行していく中で病院と事業者と一緒にカンファレンスの場に入るなど連携を図っているところですが、地域移行のケースの中で医療中断したケースはあまり聞いたことはないですが、80

50問題のように親御さんが受診の支援やお薬の管理をしているようなケースにおいて、親御さんが高齢により自ら支援ができなくなることによって医療中断するケースは多くある認識でいます。これについて精神保健課や訪問看護ステーションなど病院と患者を繋ぐ立場の方がいるので、そういった支援者と連携していくケースはあると思います。また、病院の取り組みにおいて、ご本人が様々な事情の中で病院に来ることができないケースにおいては、距離等の制限はあるが、医師が訪問診療という形でサポートをし、医療中断をできるだけ少なくしていく取り組みも行っています。

委員

自傷が起こってしまう精神障害者は警察が保護し診察という形になると思われますが、その場合は中北保健所が対応しています。他害が起こってしまうと措置入院になり、措置入院になってしまうことが多いので、市内の3つの精神科病院と連携し、精神障害者の地域移行の方に限らず、医療中断になった方に早めに受診援助するようにして、措置入院にならない取り組みをぜひ行っていただきたいです。

議長

他にご質問はありますか。

オブザーバー

質問ではありませんが、他市町でも医療中断の問題がある地域が多くあります。その中の取り組みとして、フローを作成しています。地域移行がスムーズに進まない層に対しては、退院時に保健師の方に来ていただいています。医療中断については、地域でもかなりの課題になっています。

議長

甲府市は中核市になったことで保健所を持つようになったので、その点では市としても考えていかないとはいけませんが、医療中断の問題というのは県全体の問題であるので、市のみではなく、県と共同して対応していただきたいと思います。

その他にご質問やご意見はありますか。

委員

県で入院者訪問支援事業という形で、強制入院（本人の同意がない入院）をされているケースで、なおかつ市町村長同意（家族の方が同意をしないか身寄りがいない）のケースに関しては、外部からの訪問者を入れて、人権的なサポートをしていこうという事業が令和8年を目標に進んでいると伺っています。その前段として、市町村長同意のケースに関しては、行政が本人と面談をし、状態を把握するということが1つの決まりになっている

と思いますが、市においてどういう認識でいるのか伺いたいです。

事務局

今年度、集中的に面談に行く予定を組み、対応したいと考えています。

委員

入院者訪問支援事業を導入するにあたって、入院の同意を与えた市町村長が面談をしながら情報提供をしていき、事業に繋がっていくのが流れです。新規のケースは県全体で50件ぐらいあると聞いていますが、計画的に動きながら、年度ごとの動きを示していただきたいです。

議長

他にご質問、ご意見はありますか。

～意見・質問等なし～

②児童部会

今年度は5月13日に部会を開いており、部会員と今年度の取り組みや3つの地域課題について共有させていただきました。

1つ目の児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制の整備について、親御さんからの相談や療育の入口は丁寧にしながら家族支援をしていきたいというのは部会としても思っているところであるので、体制整備について進めていけるよう市に働きかけていきたいです。また前回の協議会の際に、スクールソーシャルワーカー等の専門職との連携についてもご意見をいただいたことから、この体制整備の中にも組み込まれているところになるので、市や児童発達支援センターと連携しながら進めていけるよう働きかけていきたいです。

2つ目の関係機関との連携の在り方について、教育や福祉、家庭との連携というところで、今年度は11月11日に学童、放課後等デイサービスの職員、相談支援事業所の相談専門員とグループワークを行う予定です。本人の意思決定の中で放課後に過ごす場所を決めること、学童や放課後等デイサービスの経験や体験が意思決定に繋ぐことなどができていない部分があるので、みんなでグループワークをしながら意識を高めていきたいです。

3つ目の人材育成について、児童通所事業所連絡会が甲府にあるので、連携を図りながら、事業所の質の向上に努めていきたいです。パネル展を9月末に行う予定と聞いていますので、それにも参画していきたいと思います。また先週、国から障害児支援における人材育成に関する検討会の中間報告が出されており、障害児支援の研修の在り方が変わることになっています。現在、専門コース別研修というのが、山梨県では実施2年に1回行われているが、これが新人向け・1～3年目向け、リーダー、コア人材向けと3層で障害児

支援の研修を行っていく形になっています。カリキュラムも大まかに出ているが、国では2027年の実施を見据えているとのことなので、動向に注意しながら進めていきたいです。

議長

新しい研修が始まるので、それに向けて準備を進めていただきたいと思います。今のご説明について、ご意見、ご質問はありますか。

委員

スクールソーシャルワーカーが所属している部署が教育委員会になるが、連携の動きはなにかありますか。また障がいがあっても通常の学校に通っているお子さんもいらっしゃる。そういうところでの連携や計画などを教えていただきたいです。

委員

学童と学校が終わった後の時間の過ごし方について、昨年から取り組んでいるところがあるので、今年度もそこをメインに取り組むことになっています。部会の中で必要に応じて繋がっていけるように、教育委員会や市の福祉課を通じて、いつでも関わられるような形で話をしています。

委員

庁舎内での連携を模索しているというお答えでよろしいでしょうか。

委員

必要があれば教育委員会にも来ていただき、課題について取り組んでいこうというところを考えていく形にはなっています。

委員

学童保育は学校との連携もされていると思うが、ぜひ様々なところからの連携を模索していただけると良いと思います。

議長

他にご意見、ご質問はありますか。

～意見・質問等なし～

③医療的ケア児の支援部会

長年、医療的ケアが必要な方が活用できる福祉サービスが不足しているという課題があ

がってきています。現状把握ができていないため、取り組みが明確になっていないのが現状です。そのため、今年度はサービスの検証を深めながら、課題について具体的な取り組みに移していきたいです。

1 回目の部会では、居宅訪問型児童発達支援の事業所が市に新しく立ち上がったので、事業所の実態や説明を受け、その事業がどのように活用できるのか検討させていただきました。短期入所の不足の課題は長年出ていたもので、病院の担当者に部会に出席していただき、ディスカッションをしています。一步踏み込んだ現状を把握することで、課題解決に向けて先に進んでいきたいと思います。

併せて医療的ケア児の過ごす場所が限定されるというところで、発達ニーズに応じた療育機関、保育所、学校などを選択するのが難しいという課題もあがっています。発達ニーズに合わせた環境を選択できるように、まずは実態把握が必要だと部会の中で話しています。

また、ご家族から必要な情報が入りにくいという声があがってきているので、どんな情報が必要なのか、どのようなツールを利用すれば、当事者やご家族に届くのか昨年度に引き続き検討していきたいと思います。部会では情報が多くあるので、参加している当事者から好評をいただいておりますが、その場だけになってしまうので、地域への情報の発信方法についても検討していきたいです。

議長

実態把握はどのようにやっていくのか、なにか考えはありますか。

委員

福祉の事業所に関しては、事業所に現状を伺いたいと思います。事業所側から見て何が課題になっているのかを掘り下げていくことで、また見えてくるものがあると思います。

議長

他にご意見・ご質問はありますか。

オブザーバー

実態調査について、県で支援検討会議というものがあり、県の広域的な課題について検討している場があります。その中で保健福祉部会というものがあり、そこで当事者やご家族に早々に実態調査を行っていく予定です。きめ細やかな内容になっているので、状況によっては共有も可能だと思います。また、これを踏まえて、当事者やご家族が思っているところと連動した実態調査を事業所にする予定なので、必要なことがあればまた情報提供していただきたいです。

議長

他にご意見・ご質問はありますか。

委員

医療的ケアが必要なお子さんについて、お子さんのニーズと過ごす環境がマッチしていないお子さんがおり、事業所の努力で過ごす場所を考えているケースが多々あります。実態を把握し、そのお子さんが過ごしやすい環境を確保できるように考えていってほしいです。

議長

医療的ケア児の社会資源を確保するのはなかなか難しいので、今後、市と連携していく中で進めていけたらと思います。みなさんからのご意見もまたお願いしたいです。

他にご意見・ご質問はありますか。

～意見・質問等なし～

④就労支援部会

昨年度は、研修活動や地域連携について話をしていましたが、今年の10月から就労選択支援が始まるため、まず課題を検討していく必要があります。市内のどこに事業所があるのか、どのような資源があるのか、就労選択支援が始まる前に市としてマップを作り上げることに着手しながら就労選択支援を動かしていこうという話をしています。

地域の工賃が少ないという話もあったが、地域で事業を作れないのか、事業所同士で連携して福祉以外の垣根を壊していくことが必要ではないかという話があったので、横断的に市として、どのようなモデルを作っていくかビジョンを掲げながら取り組みを始めようという話をさせていただいています。障がいを持った方たちが「この事業所で働きたい」という状況を作ることから始めていき、アセスメントの精度を上げ、就労に働きかけることを念頭に置いて取り組んでいきたいです。

議長

市内にB型事業所は多くあるが、全ての事業所において高齢化はかなり進んでいると思います。高齢化が進んでいくと仕事をする事自体が難しくなり、工賃を上げていくことが厳しくなると思いますが、部会の中でなにか考えはありますか。

委員

一度その話は持ち帰って話をさせていただきたいです。ただ弊社の中では、高齢者でも働ける環境づくりの検討をしているので、それもモデルとして出せたらと思います。

議長

他にご意見・ご質問はありますか。

委員

私も就労支援事業所を管理していますが、甲府市の中で就労移行支援も担当しています。75歳以上でB型を利用している、中途障がい者で介護保険を利用しているが、B型を利用しているなど様々な方がいます。1つ課題と思うことが、甲府市はダブルケアマネジメントが基本的に不可となっています。ケアマネージャーが見学などでB型のプランを作成しますが、そのときに相談支援専門員も一緒になってプランを作成していただければ、さらに充実した就労支援事業になり、中途障がいの方や65歳以上の障がい者の方たちが、「まだ働きたい」という気持ちの中で、就労サービスを使えると思います。他市町村ではダブルケアマネジメントを可としているところもあるので、部会でも調査をしていただければと思います。

議長

甲府市はダブルケアマネジメントを認めていないのですか。

事務局

一度、調査をさせていただきたいです。

議長

高齢化が進んでいることや、中途障がいの方が多く、相談支援専門員が計画のときに一緒に話し合えるような形にしていっていった方が、利用者の不利益にならないと思うので、ぜひご検討していただきたいです。

他にご意見・ご質問はありますか。

委員

就労選択支援が始まるということで、進路指導の主任と意見交換をする中で、就労に繋がっていくことに非常に注目しています。早い段階で見通しを持った情報提供をしていただけたらと思います。

また、甲府市に依頼したいのですが、部会のメンバーを見ると特別支援学校の代表が少ないように思えたので、もう少しいてもいいのではないかと思います。

議長

就労選択支援については、甲府市だけの課題ではないので、県全体に向けてしっかりと

情報提供ができるようにしていくこと、また特別支援学校が情報を知らないまま進んでいくのは困ると思うので、ぜひご協力をお願いしたいです。

他にご意見・ご質問はありますか。

～意見・質問等なし～

⑤相談支援部会

今年の2月と5月に部会を開催しています。部会としては、以下の3点を中心に取り組んでいきたいと考えています。

1点目は相談支援体制の充実に向けて、課題となることを明確化していくことです。相談支援体制の充実に関しては、相談支援専門員、事業所、セルフプランの数などを関係機関と情報共有を行いながら、課題となることを明確化し、課題への取り組みを行っていきたいと思っています。相談支援の量的課題は以前からあり、相談支援専門員が増えていくスピードよりも、新規相談が増えていくスピードの方が速い状況にあります。相談支援事業所や相談支援専門員の数を増やすことはなかなか難しいが、お話を聞く中で、相談支援に関して法人の理解が得られていないという状況にあるので、部会として法人にも相談支援の重要性をお話したいと思っています。

2点目は相談支援従事者の質の向上を図るための取り組みについて協議することです。相談支援従事者の質の向上については、保護者や当事者から相談支援専門員に求める支援など様々なご意見をいただいています。今年度から保護者会などに参加させていただきながら資料を作成しているので、そういった資料を保護者の方と一緒に、相談支援専門員に対して、お伝えできるような機会や学習会などを開いていきたいと考えています。

3点目は災害対策について検討することです。災害については、災害チェックシートを作成しているので、チェックシートの活用の再周知をしていくこと、また個別避難計画については、市の取り組みや方向性について確認したうえで、部会としてもどのような取り組みができるのか改めて検討していきたいです。

議長

今の説明に対し、なにかご意見・ご質問はありますか。

委員

災害時の個別避難計画について伺いたいが、甲府市でも要支援者名簿を作成していると思います。県でも医療依存度や介護度が高い方、支援者の有無、福祉避難所はどこにあるのか等を見ながら進めているが、障がい者に関しては、名簿作成のための取り組みは行っていますか。

事務局

防災担当から聞いたところによると、障がい者の避難行動要支援者名簿を作成してお

り、各関係団体、自治会、消防、警察にも配布をし、災害があった際にはわかるような体制を整えています。防災担当へどういうところへ配布し使っているかを確認したうえで、改めて報告させていただきます。

委員

1つの課だけは難しいと思うので、ぜひ防災部局、障がい福祉課、健康増進課など横の連携を取っていただいて、名簿作成を進めていただきたいです。

議長

名簿はあるが、それが実際に活用できるような状況に置かれていないと思います。名簿の保管や活用の仕方なども確認をしていただきたいです。

事務局

そちらも確認させていただきます。

議長

個別避難計画について、県全体を含めて共通の様式が作られており、甲府市もそれに則っていくと前回の協議会で話があったと思うが、それは進んでいますか。

事務局

その件についても防災部局に確認をしたが、市としてはこれまでの様式、県で作成した様式いずれで提出していただいても計画書として控える。原本はご本人にお返ししながら支援員と共有していく形になると回答をもらっています。

議長

他にご意見・ご質問はありますか。

～意見・質問等なし～

⑥権利擁護部会

今年の2月と4月に部会を1回ずつ開催しています。2月の内容は前回の協議会の際にお伝えしたが、4月の部会では今年の7月の研修に向けて、当事者の方々とどのようにしようか話し合っている最中です。

今回、地域生活支援事業について、困り感を抱えている方々の話がありました。日中の過ごし方になります。日中一時支援事業の取り扱いが今年度から変わってきており、グループホームや一人暮らしの方が対象外になっています。余暇的な扱いで考えていた人が利用できなくなっており、それに置き換わるものとして地域活動支援センターがあるが、対

象者がかなり限られています。地域生活支援事業の役割は非常に大きいと思うので、市で生活しやすい環境を整えてくれないかという話が出ています。

今年度、部会で3つの活動目標を立てています。個人が持っている障がいではなく、社会が持っている障がいを排除していくことや、障がいを持っていない方々の心と物理的なバリアを少しずつ排除できるような取り組みができればと思っています。

2つ目は障がいのある人に寄り添い、地域で暮らす権利と希望する生活を実現することです。先ほど話した日中一時支援事業がかなり関わってくると思います。余暇ができないということは、生きがいや楽しみが奪われていることになるので、それも市でどのように取り組みをしてくれるので、今後お願いをしていきます。

3つ目は障がい者の地域生活の現状の検証及び地域課題解決に向けた取り組みを行うことです。重度障がい者の方であれば、将来の受け入れ先の問題や災害時のところにも影響します。部会で災害の話をするが、「どうせ自助だよ」で終わってしまいます。「私たちが言ったところで変わらない」という話がある中で、障がいを持たれている方が災害時に少しでも負担を軽減しながら防災意識を高めるにはどうしたら良いのか、モデル事例があればぜひ教えていただき、それを部会に広めていきたいと思っています。

議長

今の説明について、ご意見・ご質問はありますか。

委員

同じ障がい者と言っても、医療依存度や介護依存度によって避難支援は大きく変わってくると思います。高齢者で足腰が弱い方であれば、自助・共助で近くの一般の避難所に避難すれば良いと思いますが、介護度がかなり高い方は自助だけでは逃げ遅れてしまうことになります。県の個別避難計画の様式には、医療依存度や介護度を記載する欄があるので、それを調査し、自助では難しい方には、消防団や自治会、さらには公的機関が避難を手助けするような体制をぜひ作っていただきたいです。最初から諦めるのは良くないと思います。

議長

他に何かご意見・ご質問はありますか。

委員

先ほどから話をされている個別避難計画について、要支援者台帳に登録した人が前提で、個別避難計画を立てる立てないの話をしていく。個別避難計画が推進されない原因は避難計画の支援に当たる人は、近隣住民の協力を得るのが原理原則になっているからです。近隣住民と連携が取れている障がい当事者の方たちはごく少なく、福祉サービスの支

援の中で生活をされている方が少なからずいらっしゃいます。場合によっては障がいを持っていることを知らせることに非常に抵抗があるため、近隣住民の方との交流を極力避けて生活しています。近隣住民の協力を得ることが前提になっている以上、計画推進はかなり難しいと思います。市の行政の担当者は、手帳の等級が何級の方がどこに住んでいるのか基本的な情報はデータで把握しているので、その中で、個別避難計画の策定の状況や現在の推進の仕方について考えていかなければならないと思います。障がい当事者の方は行政から自助を強く主張されています。自分たちではどうにもならない偏見や障がいが存在する中で、これを乗り越えることは大変なので、行政がシステムとしてどのように対応していくのかも1つの大きな問題だと思います。

台帳についても、保管管理は避難所に行っている小学校等の金庫の中に入っていると伺いました。個人情報なので厳重に保管するのは良いが、厳重なため、被災したときにその金庫はなかなか開かないと思います。近隣に住んでいる行政職員が避難所開設に走ったとしても、金庫が多分開かないと思います。学校の校長先生が避難所運営のために遠方から来のかもわからない。実際に台帳の情報をどのように共有していくのか、個別避難計画を策定したとしても、それをどのように活用していくのか大きな課題だと思います。

議長

他にご意見・ご質問はありますか。

～意見・質問等なし～

(2) 甲府市障害者基幹相談支援センターりんくからの報告 事務局

課題となっていること、今年度特に力を入れていく部分を中心に報告させていただきます。「令和6年度事業計画書及び年間報告」という資料をご覧ください。資料に「機能」という欄があります。各機能の内訳は以下の通りになります。

1. 総合的・専門的な相談支援の実施
2. 地域の相談支援体制の強化の取組
3. 地域移行・地域定着の促進の取組
4. 権利擁護・虐待防止の取組
5. 障害者相談支援事業

上記の1～4番は基幹業務になります。昨年度から基幹業務と障害者相談支援事業の業務をりんくの中で役割分担を明確にして実施しています。これにより例えば2番目の「地域の相談支援体制の強化の取組」だと、全ての相談支援事業所を訪問、定期的にグループスーパービジョンを実施することができ、より体制強化に向けた自主体制が取れてきています。各取り組みの実施内容については、資料を確認していただきたいです。

課題となっている点についてもまとめています。基幹業務の課題としては、多様で複雑

な支援ニーズに対応するため、これまで以上に様々な機関との協働や連携体制が必要だと考えています。人材育成の点では、基幹相談支援センターと相談支援事業所の主任相談支援専門員との協働によって進めていくことが大事だと思います。また相談支援事業所が継続できるように、1人で抱え込まずバーンアウトしない体制も必要です。

障害者相談支援事業の課題としては、障害福祉サービスの利用を希望するケースに対して、スムーズに計画相談支援へ繋げられるようにする必要があります。地域移行支援・地域定着支援といった個別給付の支援に繋げられるケースは繋げていき、その中で一人ひとりに丁寧に関わっていき、不足しているサービスや利用しづらい部分などを協議会へ報告する中で、地域で共有していく必要があります。

これらの課題を踏まえて、今年度の取り組みについては、資料の事業計画書にまとめています。先ほど話した他機関との協働や連携体制の課題に対しては、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築会議や、ひきこもり支援検討会議など様々な会議等を通じながら、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する横断的な支援体制について検討していきたいと思います。

人材育成の点については令和6年度に引き続き、相談支援事業所の訪問、計画相談向けのグループスーパービジョン、連絡会・学習会の実施、相談支援従事者の研修のインターバルの対応などを行う予定です。特にグループスーパービジョンについては、市内の相談支援事業所を5つのグループに分け、全ての事業所が参加できるようにしながらケースの理解を深める支援、支援関係の振り返りなどを行っていければ良いと考えています。また主任相談支援専門員の力を借り、経験の浅い相談支援専門員の実地研修を引き続き行う予定です。

地域づくりの観点でいくと、個別ケースから見える課題を連絡会で集約しながら主任会議でも整理をし、自立支援協議会や専門部会等の取り組みと連動していければ良いと思っています。

議長

基幹相談支援センターの機能として、1～4番までの業務を大変な中でやっていただき本当に感謝しています。専門職や相談員に対する研修、支援や質の向上などをとても取り組んでいると思いますが、それだけでは地域づくりはできないと思います。5番にあるような当事者の意見を聞く場や、当事者を活用しての地域づくりなどは考慮していますか。

事務局

相談支援専門員に向けた連携の研修などがありますが、当事者で集まって意見交換する機会は確かにありません。権利擁護部会では当事者にご尽力いただいているので、りんくの中でも検討していきたいです。

議長

考え方として、専門職のスキルアップは確かに必要だと思います。ただそれのみだと一部の支援になってしまうのではないのでしょうか。それよりも当事者の中でもピアサポーターの研修を受けている方がおり、そういう当事者の力も支援になります。少しずつ育成していく中で私たちではできない部分があると思うので、これも準備をしていただけると良いと思います。

他にご意見・ご質問はありますか。

委員

ピアサポーターでも障がい者が活躍する場はなかなかありません。障がい者が発信してもらうまく広がっていかないのが現実なので、議長が話したように皆で取り組むのが一番大事だと思います。

議長

市内の様々な素晴らしい人材を活用し、地域づくりをしていくと良いと思います。

他にご意見・ご質問はありますか。

委員

県の協議会でも「語り場」という形で、当事者が発言し、その発言を支援者やご家族が聞き、対応できる場を企画しています。どうしても県が旗を振ると広域になり、なかなか集中的に実施することができないという話が出ていたと記憶しています。「語り場」の大事なところは、安心して語れる場所だと思います。先ほど委員も言っていたが、自分たちが発信したことをしっかり受け止めてくれる人がいなければ、なかなか発信できないと思います。ピアカウンセリングも良いが、同じ仲間同士だけではなく、様々な人たちが入った中で発言できる場を基幹相談にはぜひ設定していただきたいです。甲府市では権利擁護部会が活発に活動されていて、そこに参加しているメンバーもいるので、ぜひそういった方たちと連携をし、基幹相談支援センター事業の1つとして、手伝ってもらえるような形で動いてもらえると良いなと思います。

議長

他にご意見・ご質問はありますか。

委員

4番目の「権利擁護・虐待防止の取組」について、虐待防止センターと連携を図り対応するとのことだが、実際の取り組みを1年間で検証していますか。当事者やピアサポータ

一の話は重要であり、検証の際にも活躍できるのではないかと思います。虐待防止センターは運営・連携するだけでなく、自分たちの対応はどうだったのか検証する場はありますか。

事務局

一人ひとりの虐待の通報になったケースについて、当事者支援・養護者支援をどうするか甲府市障がい福祉課や相談支援事業所と検討しながら取り組んでいるが、今お話しされた検証はまだできていません。虐待や不適切な権利侵害などをなくすことに繋がっていくと思うので検証していきたいと思います。

委員

虐待の通報・通告、虐待を受けた人たちのその後のフォローも含めて、検証したものをいただけるとありがたいです。

議長

他にご意見・ご質問はありますか。

オブザーバー

障害者総合支援法が令和6年に改正され、基幹相談支援センターに求められる機能が少し変更になりました。一般的な相談、各法律に基づいた相談支援事業を担うこと、支援者の後方支援、協議会の活性化という部分になります。地域移行・地域定着などの個別のサービスは地域生活支援拠点に紐づけられています。地域移行部会の取り組みと拠点事業が重複していたので、そこで連動していただければありがたいと思います。

議長

他にご意見・ご質問はありますか。

委員

幅広く様々な事業展開をされていると思います。事業計画書の「総合的・専門的な相談支援の実施」について話をさせていただきます。進捗状況の中にもあるが、地域移行などのケースについて、社会福祉士会でも検察庁との連携を図る上で、被疑者等の再犯防止の支援が進んでいます。相談を受けてお話を聞くと、やはり障がいや生活歴の中で、様々な積み重ねで罪を犯している方が多いです。地域の支援を依頼するときに、包括支援センターや様々な機関で、関わりを持ってケース会議をする機会が多くなってくると思います。多忙な中で大変だと思いますが、司法の関係者との研修や協働といったところで一緒に話ができる場がある良いと感じているので、検討していただきたいです。

もう1点、権利擁護の部分で、成年後見制度についての話になるが、本制度についてもご本人の意思がないがしろにされており、みなさんが守らなければならないという中で進めていく場合が多いです。権利擁護は成年後見だけでなく様々な制度・サービスがあるので、中核機関の方も理解を深めながら本人の意思を尊重した制度の適切な利用を学んでいただきたいと思います。

議長

他にご意見・ご質問はありますか。

～質問・意見等なし

(3) 甲府市地域生活支援拠点らいぶからの報告

事務局

地域生活支援拠点の実績と計画について報告させていただきます。令和6年度の実績について、地域生活支援拠点コーディネート事業の機能は以下に分類されます。

1. 相談
2. 緊急時の受入れ・対応
3. 体験の機会・場の提供
4. 専門的人材の確保・養成
5. 地域の体制づくり

1の相談では基幹相談支援センターリンクや指定特定相談支援事業所からの依頼に基づいて、地域生活の継続を見据えた相談を行いました。事前登録対象者には緊急時支援シートを作成し、関係機関と共有しています。また通所利用者や保護者の希望者に将来の住まいや支援、経済面について話し合う機会を設け、相談支援事業所連絡会等での周知も行いました。

2の緊急時の受入れ・対応では、モニタリングの同席により、平時から生活状況を丁寧に把握しており、親の入院時にご本人が自宅で落ち着いて過ごせるなど、事前の連携の効果が見られました。

3の体験の機会・場の提供では、短期入所などを活用したグループホーム体験を推進し、親御さんが亡くなられた後も生活が途切れず継続できた事例もありました。

4の専門的人材の確保・養成では、「強度行動障害の理解と支援」をテーマに、市内のグループホームと相談支援専門員を対象に研修を実施し、基礎的理解の促進を図りました。

5の地域の体制づくりとしては、グループホーム管理者との意見交換会を通じて、今年度から義務化された地域連携推進会議の実施に向けた情報共有と連携の土台を築きました。

次に課題について話をさせていただきます。一部で拠点コーディネーターの役割に対する誤解があり、モニタリングの同席が調整されにくい、区分がないにも関わらず即時に短期入所やヘルパーなどの対応を求められるといった課題がありました。コーディネーターは、平時からの調整を担うという間接的な役割であり、その理解促進が必要だと考えています。また強度行動障害のある方の受け入れ先が不足していることや、グループホームの体験が短期入所中心になっている現状も課題です。強度行動障害に関する職員の知識不足や支援体制を強化する場づくりの必要性もあげられます。

これらの課題を踏まえ、今年度は以下の点に重点的に取り組みます。

- ・コーディネーターの役割の周知と相談支援専門員との連携の強化
- ・利用者と保護者の意向を平時から把握し、安心できる緊急対応体制の構築
- ・強度行動障害の受け入れ体制づくりを自立支援協議会やりんくど協力して推進する
- ・グループホームと連携し生活アセスメントの観点から体験機会を拡充していく
- ・市内グループホームの職員を対象に「本人の望む暮らし」をテーマにした研修を実施し、職員のスキル向上を図る
- ・市内グループホーム意見交換会を継続し、将来的には事業者主体で運営できるような検討を行う
- ・来年度から配置義務となる地域移行等移行確認担当者に向けた実態把握と連携体制の整備

らいぶでは本人の望む暮らしを支える地域支援体制の基盤づくりに力を入れていきたいと思っています。

議長

今の報告について、ご意見・ご質問はありますか。

～意見・質問等なし～

(4) 防災について

事務局

個別避難計画策定に向けた取り組みについて報告させていただきます。まず新規に個別避難計画の対象者となる方は8月に抽出される形になっており、10月に通知を送る予定になっています。また現在、避難行動要支援者名簿の掲載されている方の中で、計画が未策定の方は、ハザードマップや福祉担当課で保有している情報から、状況に応じて通知を今後行っていく予定です。

県内統一の個別避難計画の様式について、市としてはこれまでの様式、県で作成した様式いずれで提出していただいても計画書を控える形を取ります。原本はご本人にお返しし、支援員と共有していきたいです。

難病や小児慢性の方は既に個別避難計画を作成しているが、新様式にどのように引き継

いでいくのかについて、難病の担当課に現在精査しているところであり、その結果を防災部局にも共有することになっています。

個別避難計画の作成について行政から公的な説明会を行う予定があるのかについて、防災担当、障がい福祉課、高齢者の担当課、保健所などすべての担当との協議が必要になってくる部分があることから、予定についてはこの場でお伝えすることはできないが、計画策定に向けて必要なことは行っていきたいです。

昨年度まで行っていた研修について、依頼という部分があれば防災担当と福祉の担当課で実施することを続けていきたいです。また県に協力を依頼しながら進めている中で、昨年度は県の主催するワーキングにも障がい担当と防災担当の両名で出席をしています。

議長

今の説明について、ご意見・ご質問はありますか。

委員

個別避難計画について、市の様式では障がい者の医療依存度、要介護度、要支援者などの項目は記載されていますか。

事務局

県の様式ほど細かく記載はされておらず、もう少し簡略化されています。

委員

全ての障がい者を一律に扱うのは難しいと思うので、医療依存度や要介護度が高い方、支援者がいない方を優先して取り組むようにした方が効率的だと思います。

事務局

貴重なご意見として防災担当にそのような様式になるよう伝えていきたいと思います。

議長

他にご意見・ご質問はありますか。

委員

医療的ケア児の中で、人工呼吸器等を使用しており、発災時に電源が必ず必要になるお子さんがいるが、県で医療機関を中心に調査をし、リスト化しています。市の障がい福祉課にその情報が来ていると思うが、その情報は防災担当を共有して取り組まれていますか。県からそのお子さんの個別避難計画を優先的に作成するよう依頼されていると思うが、その進捗状況を伺いたいです。

事務局

お話されたように個別避難計画を希望されている医療的ケア児の一覧を県からいただいています。母子保健課で小児慢性特定疾病の支援をしており、そちらで関わって個別避難計画を既に立てている方々も多いので、まずは突合し、その中で計画が立てられていない方々を抽出していきます。その方々の個別避難計画については、障がい福祉課の医療的ケア児のコーディネーターが中心となって、支援計画を立てていく方向で話を進めています。

議長

防災担当とは情報共有はされていますか。

事務局

個別支援計画を立てていく中で、ある程度、現状把握ができたところで、防災担当と共有していきます。

議長

それはどのくらいの時間がかかりますか。

事務局

いつでも災害は起こるという気持ちでいるので、6月～7月中には取り組んでいこうと思っています。

議長

検討と言いつつ、時間が経ってしまうということは多々あったので、できるだけ速やかに実行していただき、その報告があったら県の担当者に結果を報告してもらいたいです。また県の協議会の委員に報告していただければ、委員から他の人たちに情報が伝わると思うので、よろしくお願いします。

他にご意見・ご質問はありますか。

委員

病院に行っている場合は、災害の情報等は入ってくるが、例えば一人暮らしで病院にも行っていない場合は、情報はなかなか入ってきません。支援を必要とする人が多くいるので、そういう人たちはどこに情報を聞いたらいいのか、しっかり周知してもらえるとありがたいです。

議長

他にご意見・ご質問はありますか。

委員

当事者と複数の事業所の施設で福祉避難所としての協定を市と結んでいるが、個別支援計画の中で、福祉避難所としての役割や位置づけのようなものが今から明確に出てくるのか、また事業所はどういった役割で皆さんの支援をしていかなければならないのか、できればもう少し細かく計画の中で示していただけるとありがたいです。

議長

他にご意見・ご質問はありますか。

委員

これから取り組むという話を何回か聞いているが、個別避難計画は数年前から協議会で取り上げられており、そのときから同様の返答をされているように記憶しています。昨年度、県のモデル事業に甲府市が手を挙げ、障がい福祉課の方と一緒に参画をしたと記憶しているが、実際に市として、防災の大枠のビジョンだけでなく、災害弱者である人たちの支援のビジョンがしっかり出されていないことが問題だと思います。質問事項について持ち帰ったきり返答がないことがずっと繰り返されており、正直放置されているという印象が否めないです。

個別避難計画について言えば、ケアマネージャーや相談支援専門員の協力を得て作成した方が良いと話しているが、公的な立場から積極的に説明会等の開催が全くなければ、協力したくてもできないと思います。どのような書式を使いどんなことを落とさずに書かなきゃいけないのか、説明がまずもってなされていないことが大きな問題だと思います。先ほど委員から話があったように、福祉避難所についても、果たしてどの程度のキャパシティを期待しているのか、どういった方を願いすることになるのか、今の福祉避難所の設定で足りているのかなど、現状の診断ができていないと思います。ぜひ次回の協議会までに具体化したものを示していただきたいです。

私や他の委員は能登半島の地震の際に、福祉避難所にDMATとして参画していました。医療従事者は多くおり、1.5次避難所だったからある程度落ち着いていたが、どの程度の医療依存度なのかわからない方が避難してくるケースが少なからずありました。例えば糖尿病や高血圧症であったとしても、どの薬をどの程度服薬しているのかわからず、避難所の医師もかかりつけ医ではないので探り探り処方する、毎日のように病院に救急搬送される状況でありました。個別避難計画の原本を当事者に返すと話していたが、原本をどのように活用するかまで発言しなければ、当事者はどう書いたらいいのかわからない。避難する際は、その個別避難計画を持っていき、いざというときに避難所で見せるというところまで言語化しなければ、おそらく活用されないと思います。

新規事案に関しては毎年８月に抽出し、１０月に通知を送ることは知っています。そしてそれを放置している当事者も多くいるのも知っています。どんな書類かわからないから怖くて書けないという声は多く聞いています。それは税金を使ってただ郵送料を無駄にしていることになります。個別避難計画をしっかりと活かしていくのならば、伴走している方たちに協力を依頼する連携の言葉が一言あってもいいのではないかと思います。

繰り返しになるが、これらが次回の協議会までに明確にされるといいと思います。

議長

長年、協議会の中で出てきている話題がなかなか示されていないので、今後、市でできることはぜひ実行に移していただきたいと思います。

他にご意見・ご質問はありますか。

～意見・質問等なし～

（５）障害者差別解消法 合理的配慮の取り組みについて

障害者差別解消法が昨年改正され、事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供が義務化されています。この合理的配慮に関する取り組みについて、市ではホームページへのチラシの掲載による周知の他、広報でも合理的配慮の内容を掲載しており、今後も定期的に掲載するなどの他、LINEなどのSNSなども活用していく予定です。

また甲府商工会議所や山梨県中小企業団体中央会、山梨県中小企業家同友会など、事業者の団体の皆様方にご協力をいただく中で、団体のホームページへのチラシの掲載や、会員企業に対するメールでの周知活動を行っています。

また市でも、今後全職員を対象に研修の開催を予定しており、各部署の窓口業務を担当している職員などを対象に、優先的に研修を実施しながら、合理的配慮に関する周知啓発を図っていきたいと考えています。

議長

今の説明について、ご意見・ご質問はありますか。

委員

サービス管理責任者研修や相談支援専門員の研修を定期的に行っており、自立支援協議会の内容を説明する中で、市のホームページに掲載されている議事録を受講生が見て勉強し資格を取っています。合理的配慮の一環で障がいを持たれた当事者がどんな課題があり、地域がどんな取り組みをやっているのか、もう少しわかりやすくホームページに掲載していただきたいです。現在の議事録は委員が話した内容をただ書いてあるだけになっているので、少し簡単な言葉でどんなことを話しているのかを掲載していただければと思います。

事務局

どの程度要約できるか検討し、ご意見いただいたようにできることはやっていきたいと
思います。

議長

やはり読む人が理解できないと掲載しても無駄になるので、合理的配慮をしていただき
たいです。

他にご意見・ご質問はありますか。

委員

合理的配慮について、今進めている障害福祉計画を策定する際に、「チラシを配ってそ
れで合理的配慮が進んだという報告は受けたくない。」と意見として述べた記憶がありま
す。

私は甲府市の公式LINEの登録をしており4月まで遡って見てみたが、合理的配慮の
文言は何一つ情報として届いておらず、果たしてどの程度本気なのか疑問に感じます。ホ
ームページに掲載するのであれば、公式LINEの掲載もやっていただきたいです。

実際に合理的配慮を受けることができなくて我慢をしたり悩んだりしている方がいらっ
しゃいます。そこについて市としてきちんと対応できているのか検証も是非していただき
たいです。当事者の意見や思いを共有することで学びになると思うので、行政職員向けの
研修をやるのであれば、そういった場に当事者を呼んでいただければと思います。

議長

ぜひ、より進んだ取り組みをしていただきたいです。

他にご意見・ご質問はありますか。

～意見・質問等なし～

(5) その他

・令和7年度 山梨県障害者自立支援協議会 部会編成
オブザーバー

県の協議会として、以下の4つの部会があります。

1. 相談支援・人材育成部会
2. 地域移行部会
3. 権利擁護部会
4. 強度行動障害支援部会

これ以外にも就労支援部会も適宜開催しています。

相談支援・人材育成部会については、質や量が大きく、また今年度で言うと、災害対策、地域生活支援拠点との連動性、相談体制なども関連しているので、市町村、基幹相談支援センター、地域の方に連絡しながら、状況確認や課題把握していくという動きを取っていきます。

地域移行部会については、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場であるので、広域的な人材育成や入所施設の状況などを確認していく取り組みをしていきます。また居住に関する課題もあり、アンケート調査を踏まえて、山梨県居住支援協議会などと連携をしていく予定です。

権利擁護部会については、今年度は当事者、支援者、地域の方と一緒に話をできる場を設定していきたいと思っており、毎年、国中地域と東部地域で実施しているが、今年は10月31日に県の防災新館の1階で行います。地域のケアマネージャーがだいぶ少なくなっている状況があるので、地域の協議会、基幹、市町村に声をかけていただき、ぜひお互いが連携するような形で開催していきたいです。また成年後見の利用促進の事業について、市町村と県内で取り組みに差があるが、その後の変化や課題などを把握していく取り組みを想定しています。

強度行動障害支援部会については、事業所の受け入れが難しい場合に入所という形で対応することが多かったです。これに対し、県の事業としてアドバイザーを地域に配置し、事業所を訪問していただいているが、その対応力を高める取り組みをしています。また今後に向けて検討していくことがあるので、地域の取り組みと連動しながら報告させていただきます。

また県の協議会には運営会議と全体会議があり、もし地域から県の協議会にあげた議案や提案などがあれば、この運営会議に提出していただきたいです。

・相談支援専門員、介護支援専門員の処遇改善に向けて

処遇改善の件について、介護職員の給料を上げる取り組みがあるが、相談支援専門員と介護支援専門員にはそれがなく、報酬がかなり厳しいので、日本相談支援専門員協会と介護支援専門員協会が連携して、厚生労働大臣に署名活動を行っています。相談支援専門員に関わる当事者やご家族、協議会には署名に協力をしていただきたいと思います。

議長

他にご意見・ご質問はありますか。

～意見・質問等なし

司会

以上をもって第42回甲府市地域自立支援協議会を終了いたします。